

学校法人 浪工学園 役員・評議員報酬基準

(目的)

第1条 この基準は学校法人浪工学園（以下、「学園」という）の役員(理事及び監事)及び評議員の報酬及び手当について定める。

(本給)

第2条 常勤役員の本給(月額)は、50万円から100万円の範囲内で、年齢、経歴及び学園の財務状況等を考慮し、委嘱当初に理事長が決定し、支給するものとする。ただし、学園の職員として給与を支払われている職員兼務理事については、支給しない。

2 非常勤役員及び評議員(学園の職員として支払われる給与を除く)には本給を支給しない。

(期末手当)

第3条 常勤役員は年俸契約とし、期末手当は支払わない。ただし、学園の財務状況が良好な場合、職員の期末手当に準ずる額の範囲内で、理事会の決定により期末手当を支給することができる。

(昇給、減給)

第4条 常勤役員の昇給、減給は勤務状況、学園業績をもとに理事長が決定する。

(退職金)

第5条 役員に対する退職金は支給しない。ただし、学園の財務状況が良好な場合、常勤役員に限り、勤続年数（1年未満の月数は切り捨てとする）に100万円を乗じた金額を上限として、功績、学園の財務状況等を勘案の上、理事会の決定に基づき退職金を支払うことができる。

2 前項但書の退職金は、退職日の翌日から3か月以内に支払う。

(非常勤役員等の手当)

第6条 非常勤役員及び評議員(学園の職員を除く)が、次に掲げる会議に出席又はWeb会議(オンライン会議)により参加した場合、次のとおり手当を支払う。ただし、学園の財務状況等を考慮し、理事会において、手当を支給しないことを決定することができる。

(1) 非常勤役員及び評議員(学園の職員を除く)が当学園の定例、臨時の理事会及び評議員会へ出席又はWeb会議により参加した場合

非常勤理事	1日につき	10,000円
非常勤監事	1日につき	10,000円
評議員	1日につき	5,000円

(2) 非常勤役員及び評議員（学園の職員を除く）が前記以外の会議等へ出席した場合

理事・監事・評議員	1日につき	3,000円
-----------	-------	--------

2 前項各号の会議等に参加した場合は、交通費として1日につき1,000円を支給する。ただし、遠方からの出席者については実費を支給する。

（役職手当）

第7条 常勤役員、非常勤役員の区別にかかわらず、次に掲げる役職の役員には、次のとおり役職手当を支給する。ただし、学園の財務状況等を考慮し、理事会において、手当を支給しないことを決定することができる。

理事長	月 額	250,000円
専務理事	月 額	200,000円
常務理事	月 額	150,000円

（支給の方法）

第8条 本基準に定める役員の報酬は、会議等が行われた当月末又は次月末までに役員の指定する金融機関の口座に振り込むことによって支給する。

（その他）

第9条 役員の報酬に関して、この基準に定めのない事項は、理事会において決定する。

附則

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 平成2年4月1日施行の「学校法人 浪工学園 役員報酬規定」は廃止する。
- 3 この基準は、令和8年1月1日から施行する。